

## 日本遺産事業における審査・評価制度の現状と課題について

## 1. 現状

## (1) 総括評価・継続審査

## ① 例年の審査スケジュール

- 審査対象地域へ審査書類の作成を依頼し、提出前相談を経て、文化庁に書類を提出。その後、有識者委員による書面審査及び現地調査を実施し、委員会において討議を行う。
- 例年、4月に書面審査、5～6月に現地調査、委員会での審議を経て7月に結果を公表。その後、再審査を実施する地域に対しては、地域活性化計画の修正・再提出を依頼するとともに、再度、8～9月に現地調査を実施し、委員会での審議を経て、年内目途に結果を発表している。

表1 例年の総括評価・継続審査スケジュール

通常のプロセス	
① 対象地域への通知	1月頃
② 提出前相談期間	2月頃
③ 書類提出期限	3月頃
④ 書面審査	4月頃
⑤ 現地調査	5～6月頃
⑥ 有識者委員会	6月頃
⑦ 結果公表	7月頃
再審査プロセス	
① 対象地域への通知	7月頃
② 現地調査	8～9月頃
③ 書面提出期限	9月下旬頃
④ 有識者委員会（現地調査報告）	10月頃
⑤ 書類審査	10月頃
⑥ 有識者委員会（再審査結果）	11月頃
⑦ 結果公表	12月頃

## ② 審査内容

## 【書面審査】

- 総括評価においては、過去に計画された目標・取組に対する評価が記載された「日本遺産を通じた地域活性化計画実績報告書」に基づいて評価を実施。

継続審査においては、ビジョンや今後の目標・事業計画等が記載された「新たな地域活性化計画」に基づいて審査を実施。

総括評価・継続審査における審査資料一覧は表2、審査項目は表3のとおり。

表2 審査資料一覧

総括評価	日本遺産を通じた地域活性化計画実績報告書
	様式1-1 (I. 計画目標の達成に対する評価)
	様式1-2 (II. 取組内容に対する評価)
	様式1-3 (別添参考資料① (事業実績))
	様式1-4 (別添参考資料② (推進体制))
	様式1-5 (別添参考資料③ (観光関係者の視点))
	様式1-6 (別添参考資料④ (取組))
参考資料	
継続審査	日本遺産を通じた地域活性化計画
	様式2 (日本遺産を通じた地域活性化計画)

表3 総括評価・継続審査の審査内容

総括評価	計画目標達成評価	(1) 日本遺産を活用した集客・活性化
		(2) 日本遺産を核としたコミュニティの再生・活性化
		(3) 日本遺産に関する取組を行うための持続可能な体制の維持・確立
		(4) その他
		総合評価
	取組内容評価	(1) 組織整備
		(2) 戦略立案
		(3) 人材育成
		(4) 整備
		(5) 観光事業化
		(6) 普及啓発
		(7) 情報編集・発信
	総合評価	
	継続審査	(1) 日本遺産という資源を活かした地域づくりについての将来像(ビジョン)と、その実現に向けて日本遺産地域として取り組む具体的な方策が適切に示されていること
(2) ストーリーへの国内外への戦略的・効果的な発信など、日本遺産を通じた地域活性化の推進が可能となる体制が整備されていること		
総合評価		

## 【現地調査】

- 有識者委員が現地を訪問し、日本遺産ストーリーの活用状況、構成文化財等における受入環境整備など、取組状況を調査するとともに、これまでの取組や新たな地域活性化計画について協議を実施。
  - ・ 拠点施設や構成文化財等において日本遺産事業の取組状況を確認（約3時間）
  - ・ 取組・計画に関する協議（約1時間）
- 2回目の総括評価・継続審査を行う際、直前の総括評価・継続審査で、認定継続となった地域（条件付き認定地域を除く。）については、現地調査は行わず、書面審査のみ行う。また、条件付き認定地域となった地域については、書面審査に加え、現地調査を行う。  
※ 3回目以降の総括評価・継続審査を行う際には、6年間の地域活性化計画に基づく取組を実施した後の状況を見る観点から、現地調査を原則実施。
- 2回目以降の総括評価・継続審査の際、条件付き認定地域となった地域については、計画期間の3年目に書面での中間検査を実施するとともに、委員会からの求めに応じ、現地調査を行うことも可能。

## （2）候補地域の認定審査

### ① 例年の審査スケジュール

- 候補地域については、新規認定の募集のプロセスによるものと、認定地域の認定の更新のプロセスによるものの2種類があり、令和5年8月現在において、後者はまだ存在しない状況。
- 候補地域の認定のスケジュールは表4のとおり。総括評価・継続審査と並行して実施。

表4 例年の候補地域認定スケジュール

① 募集	1月頃
② 提出前相談期間	2月頃
③ 書類提出期限	3月頃
④ 書面審査	4月頃
⑤ 現地調査	5～6月頃
⑥ 有識者委員会	6月頃
⑦ 結果公表	7月頃

## ② 審査内容

- 候補地域の認定審査における審査資料一覧は表5、審査項目は表6のとおり。

表5 審査資料一覧

様式1-1 (基本情報)
様式1-2 (申請者の所在地及びストーリーの構成文化財の所在地が分かる地図)
様式2 (ストーリー)
様式3-1 (構成文化財一覧表)
様式3-2 (構成文化財写真一覧)
様式4 (地域活性化準備計画)
様式5 (市町村用提出文)
様式6 (都道府県用提出文)

※ 候補地域としての総括評価・継続審査に係る書類については、前述の表2と同様。

表6 候補地域の認定審査の審査内容

(1) ストーリーの内容が、当該地域の際立った歴史的特徴・特色を示すものであるとともに我が国の魅力を十分に伝えるものとなっていること。
(2) 日本遺産という資源を活かした地域づくりについての将来像（ビジョン）と、その実現に向けて候補地域として取り組む具体的な方策が適切に示されていること。
(3) ストーリーの国内外への戦略的・効果的な発信など、日本遺産を通じた地域活性化の推進が可能となる体制が整備されることが見込まれること。
総合評価

## 2. 令和6年度以降の審査について

### (1) 令和6年度に想定される審査業務

- 日本遺産認定時には、6年間の地域活性化計画を認定しており、1回目の総括評価・継続審査を受けるタイミングは、認定から6年後となっている。
  
- 次に、1回目の総括評価・継続審査時には、3年間の地域活性化計画を認定しており、2回目の総括評価・継続審査を受けるタイミングは、1回目の総括評価・継続審査から3年後となっている。
  
- なお、2回目の総括評価・継続審査時には、6年間の地域活性化計画を作成することとなり、3回目の総括評価・継続審査を受けるタイミングは、2回目の総括評価・継続審査から6年後となっている。
  
- 今後の審査対象地域については、表7のとおり。令和6～8年度にかけては、各年度2年度分の地域を評価することとなる。  
※ 2回目の総括評価・継続審査時に現地調査を行うのは、1回目で条件付き認定地域となった地域のみ。
  
- 令和6年度においては、令和3年度に候補地域として認定した3件について、新たな日本遺産とするかの認定審査についても行う必要がある。

表7 総括評価・継続審査対象地域

実施年度	審査対象地域	
	1回目	2回目
R3年度	H27年度認定地域（18件）	
R4年度	H28年度認定地域（19件）	
R5年度	H29年度認定地域（17件）	
R6年度	H30年度認定地域（13件）	H27年度認定地域 （18件、うち条件付き認定地域：4件）
R7年度	R元年度認定地域（16件）	H28年度認定地域 （19件、うち条件付き認定地域：3件）
R8年度	R2年度認定地域（21件）	H29年度認定地域 （17件、うち条件付き認定地域：2件）
R9年度		H30年度認定地域（13件）

## (2) 令和6年度の審査スケジュール(予定)

- (1)を踏まえ、令和6年度における想定される審査スケジュールは、表8のとおりである。以下、主に平成27年度条件付き認定地域及び令和3年度候補地域の評価に係るスケジュールについて記載する。
  
- 4月の書面審査①では、
  - ・ 条件付き認定地域については、他の認定地域と同様に、まずは通常の総括評価・継続審査を行う。
  - ・ 候補地域については、認定時に提示されていた評価・指摘等に対応しているかの確認を行う。
  
- 7月の結果公表①の際は、候補地域の中で、新たな日本遺産としての認定審査に進むべきものがあれば、
  - ・ 条件付き認定地域・候補地域ともに、「審査継続」とする。
  - ・ 8～9月には、これらの地域に対して、評価表に基づく審査を行うにあたっての追加資料の作成を依頼。
  
- なお、現地調査に関しては、
  - ・ 候補地域については、日本遺産認定地域とは異なり、状況の把握が十分でないことから、早期に実施する観点で、5月の現地調査①のタイミングで実施する。
  - ・ 条件付き認定地域については、8～9月の現地調査②のタイミングで実施する。
  
- 12月の結果公表②の際に、平成27・30年度認定地域の再審査結果とともに、新規認定及び認定取消の有無を公表する。

### **【参考1】平成27年度条件付き認定地域**

- ・ 「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜
- ・ 六根清浄と六感治癒の地 ～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉～
- ・ 津和野今昔 ～百景図を歩く～
- ・ 古代日本の「西の都」 ～東アジアとの交流拠点～

### **【参考2】令和3年度認定候補地域**

- ・ 北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽 ～「民の力」で創られ蘇った北の商都～
- ・ 天空の岩山が生んだ信仰と産業  
～房州石の山・名勝地鋸山は自然と歴史のミュージアム～
- ・ おもてなし文化 ～受け継がれゆく京の花街～

表8 令和6年度審査スケジュール（予定）

時期	概要
3月	<u>事務局審査</u>
4月	<u>書面審査①</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27年度認定地域の総括評価・継続審査&lt;2回目&gt;（18件）</li> <li>・ H30年度認定地域の総括評価・継続審査&lt;1回目&gt;（13件）</li> <li>・ R3年度候補地域の総括評価・継続審査&lt;1回目&gt;                +新たな日本遺産としての認定審査（3件）</li> <li>・ R6年度候補地域の認定審査（新規）</li> </ul>
5月	<u>現地調査①</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H30年度認定地域（13件）</li> <li>・ R3年度候補地域（3件）</li> </ul>
6月	<u>委員会①</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27・H30年度認定地域が認定継続、再審査地域であるかの判断</li> <li>・ R3年度候補地域が認定時に提示されていた評価・指摘等に対応しているかの確認</li> </ul>
7月	<u>結果公表①</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27年度認定地域の総括評価・継続審査結果                （再審査地域及び1回目の総括評価・継続審査で条件付となった地域を除く（※））</li> <li>・ H30年度認定地域の総括評価・継続審査結果（再審査地域を除く）</li> <li>・ R6年度候補地域の認定審査結果</li> </ul> <p>※ 仮に、R3年度候補地域の中で、認定時に提示していた評価・指摘等に対応しているかの確認がとれなければ、このタイミングで認定継続の可否について公表</p>
8～ 9月	<u>参考資料の追加作成依頼</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27年度条件付き認定地域及びR3年度候補地域へ追加資料を作成依頼</li> </ul> <u>現地調査②</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H30年度認定地域のうち、再審査となった地域（未定）</li> <li>・ H27年度認定地域のうち、再審査となった地域（未定）</li> <li>・ H27年度条件付き認定地域（4件）</li> </ul>
10月	<u>委員会②</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調査報告</li> </ul> <u>書面審査②</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27年度認定地域の再審査（未定）</li> <li>・ H30年度認定地域の再審査（未定）</li> <li>・ H27年度条件付き認定地域の評価表に基づく審査（4件）</li> <li>・ R3年度候補地域の評価表に基づく審査（3件）</li> </ul>

11 月	<u>委員会③</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H30 年度認定地域について、再審査結果の判断</li> <li>・ H27 年度条件付き認定地域について、認定取消の有無の判断</li> <li>・ R 3 年度候補地域について、新たな日本遺産としての認定の可否の判断</li> </ul>
12 月	<u>結果公表②</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H30 年度認定地域の再審査結果</li> <li>・ H27 年度条件付き認定地域の審査結果</li> <li>・ R 3 年度候補地域の審査結果</li> </ul>



### 3. 課題

#### (1) 総括評価・継続審査における負担軽減

- 令和6年度から令和8年度の間、総括評価・継続審査の審査対象が2年度分となり、多くの書類を読み込む必要があり、委員の負担が大きくなることが予想される。
- 一方で、まだ一度も総括評価・継続審査を実施していない平成30年度～令和2年度認定地域があることから、公平性の観点より、評価方法自体を大きく変えることができない。

#### 【論点】

- 公平性を担保する範囲で、読み手・書き手双方にとって負担が少なくなるよう、提出資料の見直しを図ってはどうか。

<例>

- ・ 提出を求める書類の様式の見直し  
(様式自体の削除や様式内の不要な欄の見直しによる簡素化など)
- ・ 参考資料のページ数制限の設定

#### (2) 候補地域の募集の一時停止

- 候補地域については、「日本遺産 (Japan Heritage) 認定・評価実施要項」に基づき、候補地域として認定継続の可否を審査するため、総括評価・継続審査を行うとともに、審査基準に基づき、新たな日本遺産としての認定の可否を審査することとなる。
- 過去の申請件数と認定件数は表9のとおり。申請件数は年々減少傾向にある。

表9 申請件数及び認定件数の推移

年度	申請件数	認定件数
令和3年度	20件	3件
令和4年度	3件	認定なし
令和5年度	1件	認定なし

#### 【論点】

- 総括評価・継続審査が1周するタイミングである令和8年度をもって、募集を一時停止することとし、潜在的な需要について刈り取りを行ってはどうか。

# 「日本遺産 (Japan Heritage)」事業について

